

環境省及び原子力規制委員会における

デジタル社会の実現に向けた中長期的な計画

1. 基本事項

(1) 目的

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）の策定を受け、環境省及び原子力規制委員会におけるデジタル社会の実現に向けた具体的な取組等について取りまとめるものである。

環境省は、第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において、今後の環境政策は、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出すること、また、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決（同時解決）に資する効果をもたらすようにデザインしていくことが重要であるとされている。このためには、情報通信技術（ICT）等の科学技術を最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を構築することが求められている。

原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保を図ることを任務としており、厳正かつ効率的な審査を含む実効性ある原子力規制等が求められている。

本計画においては、デジタル・ガバメントの実現を推し進めることにより、環境情報の整備と提供を充実させ、第五次環境基本計画に示された各種施策を着実に推進すること及び安全最優先としつつ適切にデジタル化を推進することにより、原子力規制委員会の厳正かつ効率的な業務遂行に資することを目的とする。

(2) 現状と課題

- ① 環境省は、データの発生から利活用までをシームレスにつなぐデジタル基盤の構築を目指して、「政府共通基盤及び環境省共通基盤の活用」、「行政手続のオンライン化への対応」、「データマネジメントの推進」の3課題に取り組む。
それぞれ具体的な現状と課題は以下のとおりである。

(ア) 政府共通基盤及び環境省共通基盤の活用

環境省が所管する情報システムにおいて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に則り、GbizID、マイナポータル、ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス（GSS）等の政府共通基盤の積極的な活用を目指す。

また、環境省オープンデータ基盤を活用した環境省の保有するオープンデータの利活用の推進や環境省及び関係組織内外での地理情報システム（GIS）統合基盤の整備を進め、各種システムの重複整備・重複管理の解消による運用・保守コストの削減及び新たな投資効果の最大化を目指す。

（イ） 行政手続のオンライン化への対応

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に基づき、同計画に記載されているオンライン化対象手続については、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する予定であり、その内容を具体化する。新たにオンライン化等の検討を行う際には、既存の情報システム（e-Gov 及びマイナポータル等）の利用を第一に検討し、内閣府規制改革推進会議が示した基準を踏まえ、行政手続オンライン化を進める。

（ウ） データマネジメントの推進

環境省では、「環境省データマネジメントポリシー」（令和3年3月30日公表）を策定し、データ利活用の促進や品質向上を組織全体で図るなど、データマネジメントに係る取組を推進している。引き続き、環境省データマネジメントポリシーに基づき、「①EBPM 推進のための環境情報の整備」、「②利用者ニーズに応じた情報の提供の推進」に向けた、環境データ（環境情報）の生成・公開・利用までの価値連鎖サイクルを確立・維持することを目指す。

- ② 原子力規制委員会における全体的な現状と課題については、「クラウド・バイ・デフォルト原則への対応」、「行政手続のオンライン化への対応」、「事業・情報システムの統合」の3件である。また、個別の情報システムにおいて特に重要な課題を持つ案件についても本計画に記載する。それぞれ具体的な現状と課題は以下のとおりである。

（ア） クラウド・バイ・デフォルト原則への対応

原子力規制委員会が所管する情報システムはサブシステムを除く20システムが存在し、そのうち3システムがクラウド化して運用を行っているものの、大部分の情報システムがクラウド化を行っていない状況となっている。

一方で、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」においては、クラウド・バイ・デフォルトを原則としてクラウドサービスの利用を第一候補とすることとされていることから、今後実施することとなる各情報システムの更改に当たっては、クラウドを利用した場合の業務の在り方を検討するとともに、クラウド利用有無によるコスト比較等を実施しコスト削減を図る必要がある。

（イ） 行政手続のオンライン化への対応

原子力規制委員会が所管する法律に基づく各種申請・届出・報告のうち、大部分は書

面のみにより受け付けており、デジタルファースト原則に基づく行政手続のオンライン化及び業務効率化に課題がある状況となっている。

行政手続のオンライン化において、放射性同位元素等規制法に基づき申請及び届出等を受け付け、その情報を管理しているシステムである「放射性同位元素等規制法に係る運用管理システム」において行政手続のオンライン化の数を増やすとともに、他のシステムにおいても行政手続のオンライン化を進め業務効率化を図る必要がある。

(ウ) 事業・情報システムの統合

放射線モニタリング関係の事業である「環境放射能水準調査等事業」及び「放射線監視等交付金」の2事業について、令和4年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る公開プロセスが行われた結果、クラウド等を活用しながら事業を統合することで効果的かつ効率的な運用が可能となるのではないかと指摘を受けた。

本事業については各自治体がモニタリングポストを設置し空間放射線量の測定を実施、測定後は原子力規制委員会へ放射線モニタリング情報を送信しているものであり、各自治体が空間放射線量を測定・収集するシステムについては、それぞれ各自治体でシステム構築を行っている状況となっている。デジタル庁からの支援も受けながら各自治体との連携を図りつつ、事業の見直しや統合を行い効果的かつ効率的な運用を図る必要がある。

(エ) 個別の情報システムにおける現状と課題について

a 原子力検査業務の業務見直しへの対応

原子力規制検査は令和2年度に施行された制度であり、その導入にあたり原子力規制検査業務システムを運用しているところであるが、運用から5年が経過し、その間の検査制度の運用実績を踏まえ運用の見直しを行う必要がある。

また、原子力施設の核物質防護の徹底が社会的要請となっていることを踏まえ、核物質防護検査を抜本的に強化する必要がある。具体的には、核物質防護の状況について、本庁舎及び発電所内の検査官事務所等の検査官がリアルタイムで評価できるようにはなっておらず課題となっている。

b ガバメントソリューションサービス (GSS) への対応

職員の効率的な業務遂行に資するよう原子力規制委員会ネットワークシステムの更改を令和3年度に実施し、令和4年1月より稼働開始している。新システムの稼働により、職員がいつでも・どこでも業務を遂行できる環境が実現されたとともに、行政文書の所在の把握や更新履歴の管理を効率的に行えるようになっている。

なお、更改に当たっては、令和2年度に発生した情報セキュリティインシデントの教訓を踏まえ、外部からの不正アクセスや意図しない情報漏洩を未然に防止できるよう、

柔軟かつ堅牢なシステムとしている。

次期システムにおいては、ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行を検討する必要がある。

(3) 計画目標

環境省及び原子力規制委員会における、現状と課題に対する計画目標については以下のとおりである。なお、KPI は進捗に応じて更新する予定である。

① 環境省

(ア) 政府共通基盤及び環境省共通基盤の活用

環境省が所管する情報システムにおいて、各システムの更改に当たっては、企画・要件定義の段階から PMO が支援する等により、政府共通基盤及び環境省共通基盤の活用を前提としたシステム構造の見直しを行うとともに、PJMO・部局横断で業務改革及びシステム構造の見直しを行うことで、効率的な業務遂行の実現及びコスト削減を目指す。

KPI：令和 2 年度における政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係るコスト削減基準額に対する 3 割削減（令和 7 年度）

(イ) 行政手続のオンライン化への対応

環境省が所管する年間申請実績 1 万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への申請手続（令和 3 年度（2021 年度）現在 905 手続。）を対象に、手続者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、業務改革（BPR）に取り組み、行政申請手続のオンライン化を着実に進める。オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GbizID による ID・パスワード方式や、マイナンバーの公的個人認証を活用して本人確認を実施する。

KPI：環境省が所管する年間申請実績 1 万件未満の国民・民間事業者から国・地方等への行政申請手続を令和 7 年度末までにオンラインで 100%受け付けることが可能となる仕組みを整備する。

(ウ) データマネジメントの推進

データマネジメントのライフサイクルにおいて、環境データ（環境情報）の「利活用」及び「生成・公開」双方の視点に着目してデータによる価値連鎖サイクルを確立・維持する。利活用の視点では、「利活用を通じたデータ・エコシステムの実現」を果たすこと、生成・公開の視点では、「国民・職員双方の利活用の目的に適ったデータ品質の確保」を果たしていく。

KPI：環境省オープンデータ基盤において公開している API 数 2 API（令和 5 年度末）

② 原子力規制委員会

(ア) クラウド・バイ・デフォルト原則への対応

原子力規制委員会が所管する情報システムにおいて、サブシステムを除く 21 システムのうち次期システムへの更改を予定しているシステムは 11 システムである。各システムの更改に当たっては、業務を見直すとともに、クラウド・バイ・デフォルトの原則に基づきクラウドサービスの利用可否の検討、クラウドサービスの利用とオンプレミスの利用によるコストの比較、及びクラウドサービスの適切な選定を実施し、厳正かつ効率的な業務遂行の実現及びコスト削減を目指す。

更改を行わない情報システムにおいても業務の見直しを検討し、コスト削減を目指す。

KPI：コスト削減基準額に対する 3 割削減

(イ) 行政手続のオンライン化への対応

放射性同位元素等規制法の運用においては 36 種類の手続があるところ、現状においては電子で受け付けているものは 3 種類の手続となっている。令和 4 年度に調査・研究を行い、申請・届出数が多いものは電子化するなど検討し、同時に受け付けた申請・届出の処理については BPR を検討し職員の業務効率化を図る。また、本件の対応をもとに他システムにおける行政手続のオンライン化も検討する。

KPI：放射性同位元素等規制法の運用に係る行政手続のオンライン化数
36 種類の手続

(ウ) 事業・情報システムの統合

放射線モニタリング関係の事業について、令和 4 年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る公開プロセスにおける指摘を踏まえ、適切な事業及び情報システムのあり方を検討する。将来的にはモニタリングシステム全体について、事業の実施目的等を踏まえながら検討し、原子力規制委員会及び各自治体とで連携を図りながら、デジタル庁からの支援を受けデジタルを活用し、放射線モニタリングの高度化を目指す。

KPI：放射線モニタリング関係事業のあり方検討実施有無

(エ) 個別の情報システムにおける現状と課題について

a 原子力検査業務の業務見直しへの対応

原子力施設の検査については、検査官の業務に係る BPR を進めるため令和 4 年度に調査・研究を実施し、既存の業務システムを抜本的に見直すことも含めて検討する。

また、核物質防護検査については、本庁舎内で運用する高機密性情報ネットワークをクローズドな専用線と暗号化で更新強化し、極めて秘匿性の高い通信ネットワークとして広域的に接続可能とするとともに、専用端末を本庁舎と発電所内の検査官

事務所等（PC 端末）、検査官（モバイル端末）に配備し、検査官が映像、音声、位置情報等を活用しながら広大な原子力施設内を同時多面的に検査し、その検査情報の重要度を専用グループウェアの機能（Web 会議、ファイル共有等）を活用して、本庁舎及び発電所内の検査官事務所等の検査官がリアルタイムで評価する高度な核物質防護検査を実現する。

KPI：検査官業務に係る業務見直しの実施有無、高機密性情報ネットワークを利用した検査業務の実施有無

b ガバメントソリューションサービス（GSS）への対応

原子力施設の審査を含む職員の業務における基盤となる原子力規制委員会ネットワークシステムについては、さらなる業務の効率化、行政文書の適正な管理及び情報セキュリティを目的とし、ガバメントソリューションサービス（GSS）への移行を検討する。

令和 4 年度に移行に向けた現状調査及び方針検討を行い、移行することとなった場合には令和 7 年度の GSS 利用開始に向けて対応を進めることとする。

KPI：令和 4 年度末までのガバメントソリューションサービス（GSS）への移行方針の決定

2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

(1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

規制の一括見直しプランに係る検討状況を踏まえ対応する予定である。

なお、規制の見直しの検討に当たっては、規制の実効性を担保した上で、①BPR により、新規のシステム整備を行わずに、規制の見直しができないか。②既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか。③一つの共通システムにより、複数の規制の見直しができないか。といった視点を踏まえ、デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）と調整を行い、上記の見直しの方針を「一括見直しプラン」に基づく各見直し工程表に記載し、これに沿ってシステム整備の検討等を実施する。

(2) デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス（GSS）、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた

徹底した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の3割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、ガバメントソリューションサービス（GSS）へ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、PMOに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス（GSS）移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、PMOにおいて実施状況を監理する。

(3) 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつPMOにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、PMO・PJMOの推進体制の強化を図る。